

社会保障・税一体改革における経緯

政府提出の年金機能強化法案(平成24年3月30日国会提出)

【低所得者等の年金額の加算】

- ・ 年金法体系での福祉的な加算
- ・ 月6,000円の定額加算(財源6,300億円)

※低所得者の範囲(住民税家族全員非課税等)、障害者等への給付等については、内容は政府案のまま、下記の年金生活者支援給付金法として成立。

【高所得者に対する年金額の調整(クローバック)】

- ・ 所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1,300万円相当)以上の場合には、基礎年金額の半額(国庫負担分)を支給停止。
- ・ クローバックにより生じた財源(700億円)は年金加算に活用

国会審議・三党協議

代替措置

削除

年金生活者支援給付金法(平成24年11月16日成立)

【年金生活者支援給付金】

- ・ 年金法の外の福祉的給付
- ・ 納付期間に比例した加算
- ・ 基準額月5,000円(財源5,600億円)
- ・ 所得の逆転防止のための措置

年金機能強化法(平成24年8月10日成立)

【高所得者に対する年金額の調整】

→ 削除(附則に検討規定)

附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

※その他、受給資格期間の短縮(25年→10年)等は政府案のまま成立